

被扶養者資格条件と注意事項

〔１〕【被扶養者資格条件の概要】

1. 扶養の範囲

被保険者と同居・別居を問わない人	被保険者と同居していることが条件の人
① 配偶者（内縁関係でもよい）	⑤ 被保険者の伯(叔)父、伯(叔)母、甥、姪などとその配偶者
② 子、孫、弟、妹	⑥ 被保険者の配偶者の父母、連れ子
③ 父母、祖父母などの直系尊属	⑦ ①～⑥以外の三親等内の親族
④ 兄、姉※法改正(H28.10～)により、同居要件撤廃	

注) 75 歳以上の方 (65 歳以上で障がい認定を受けている方) は、後期高齢者医療制度の対象となり、被扶養者にはなりません。

2. 生計維持関係と収入基準額

生計維持関係とは、被扶養者(家族)の生活費の半分以上を被保険者(本人)が負担している状態であり、収入基準は、次のようになります。

	同居の場合	別居の場合
扶養認定対象者の収入基準額	年収 130 万円未満※ 1	年収 130 万円未満※ 1 かつ 被保険者の仕送り額より少ないこと

※ 1 60 歳以上または障がい年金受給者の場合、年収 180 万円未満であること。

◆扶養家族の「収入」について

- ・給与収入だけではなく、通勤交通費、雇用保険の失業給付、健康保険の出産手当金、各種年金（遺族・障害含む）、個人事業収入等も「収入」です。
- ・自営業収入、不動産、投資、利子の収入は、必要経費を差し引いた後の「所得金額」とします。
- ・年収が 130 万円未満であっても月収が 108,333 円を定期的に超える場合、被扶養者となれません。（60 歳以上または障がい年金受給者の場合、月収 15 万円未満であること。）

【例】32 歳・平成 28 年 5 月アルバイト開始・平成 28 年の年収 110 万円の場合、
年収÷就労期間＝110 万円÷8 ヶ月＝13.8 万円/月
平均月収が 13.8 万円あり、継続して認定条件に該当しないと判定します。

◆別居の場合の仕送りについて

- 毎月定期的に仕送りをしている必要があります。
- ・下限額（1 人の場合 5 万円/月、2 人の場合 9 万円/月）以上であること、尚且つその家族の収入より多い金額を仕送りしていることが条件となります。
 - ・現金手渡しは不可です。

◆注意点（被扶養者が、短時間[パート・アルバイト等]で働く方へのご案内）

健康保険組合が判断する年収 130 万円の基準に変更ありませんが、社会保険の適用拡大(法改正(H28.10))により、現在、当健保組合の被扶養者である方の年収が 130 万円未満であっても、勤務時間や勤務先の要件に当てはまる場合は、勤務先の健康保険の被保険者として加入することになります。この場合は、当健保組合の被扶養者資格はなくなるため、扶養喪失手続きが必要となりますのでご注意ください（自動的に資格喪失とはなりません）。尚、適用拡大により健康保険の加入対象となるかどうかは、被扶養者の勤務先にお問い合わせ下さい。

〔２〕【扶養調査における注意事項】

1. 調査票の記入について

- ① 被扶養者の配偶者有無は必ずどちらかご記入下さい。（配偶者が被保険者の場合は不要）
（「有」の場合、収入証明を求めます。また「無」の場合でも空欄になっているとどちらか判断できませんので、必ずご記入願います。）
- ② 調査票記入日現在が無職・収入なしであり、「課税・非課税証明書」や「所得証明書」を添付される方で、前年の給与収入が記載されている場合は、調査票の表面の備考欄に必ず退職日をご記入下さい。

2. 必要添付書類について

① 給与明細書(写)

調査票記入日現在、給与収入がある方は、必ず平成 28 年 10 月～12 月の分をご提出下さい。
「見込み」金額が記載されたものは不可です。

② 通勤交通費支給額証明書(健保指定用紙)

交通費受給のあるなしに関わらず、給与収入がある方は全員必ずご提出下さい。

③ 年金の受給証明(写)

- ・平成 28 年に交付された最新のものをご提出下さい。
（前年の受給額を示すものは不可です。）
- ・調査票記入日現在が無職の方でも年金を受給されている場合は、無職＝無収入ではありませんので、「年金振込(改定)通知書」もしくは「公的年金等の源泉徴収票」をご提出下さい。
（「課税・非課税証明書」や「所得証明書」は前年の収入が記載されておりますので、調査対象年の年金収入の証明となりません。）

④ 住民票

- ・必ず被保険者と対象被扶養者の住所・続柄が記載されたものをご提出下さい。続柄省略は不可です。
- ・個人番号(マイナンバー)の記載が無いものをご提出下さい。

⑤ 仕送り証明

- ・振込日が平成 28 年 10 月～12 月の分を必ずご提出下さい。
（9 月振込分を 10 月分、1 月振込分を 12 月分とすることはできません。）
- ・現金手渡しは不可です。振込・現金書留・通帳の写し等のうちいずれか、第三者が見て、誰から誰にいくら送金されているかが分かる証明をご提出下さい。